

観光バスの環境性能表示に係るガイドライン

制定 平成18年6月16日 18環車計第114号

改正 平成21年3月27日 20環車規第837号

改正 平成24年5月22日 24環車規第107号

改正 平成29年3月16日 28環改車第790号

第1 目的

旅行者による環境に優しい観光バスを使用した旅行選択を通じて、都内や沿道、観光地等の大気環境の早期改善と、環境に配慮したバス旅行の需要喚起、開発及び促進を図るために観光バスの環境性能表示の取組を推進する。

このガイドラインは、バスを利用した国内旅行等において使用するバス（以下「観光バス」という。）の環境性能の評価、表示等に関する内容について指針となる事項を定め、観光バスの環境性能表示の円滑かつ的確な運用を図ることを目的とする。

第2 評価の対象となる観光バス

評価の対象となる観光バスは、自動車検査証の乗車定員が11名以上で、かつ、車両総重量が3.5トンを超える車両で、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1 用途が乗合のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業に供されるもの又は同号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業に供される高速乗合バス若しくは空港までの連絡を行うもの
- 2 用途が乗合又は特種のもののうち、同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に供されるもの

第3 評価基準及び評価の結果

1 評価基準

観光バスの評価は、観光バスごとの自動車検査証に基づき別表に掲げる基準（以下「評価基準」という。）により行う。ただし、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成16年国土交通省告示第814号）に基づき国土交通省大臣から適当であると認められた窒素酸化物及び粒子状物質低減装置で、かつ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第125号）第41条第1項に基づき東京都知事が指定する粒子状物質減少装置を装着している観光バスの環境性能（評価基準による評価をいう。以下同じ。）についてはAとする。

2 評価結果

評価基準により評価を行った結果が不交付となる場合を除いて、評価書及び環境性能を表示したステッカー（以下「環境ラベル」という。）を交付する。

(1) 評価書

評価書は、評価種別、評価番号、自動車登録番号、車台番号、車両型式、使用者の名称及び所在地を記載した書面（別記第1号様式）とする。

(2) 環境ラベル

環境ラベルは、別表に掲げる評価種別を記した別に定める様式とし、評価書と併せて交付する。

第4 評価書及び環境ラベルの交付等に係る手続

評価書、環境ラベルの交付等に係る手続は、評価の対象となる観光バスを使用する者（以下「使用者」という。）からの申請に基づき、東京都から評価、評価書、環境ラベルの交付、運用管理等このガイドラインに定める業務の実施について指定された者（以下「評価者」という。）が行う。

なお、申請書類は、主たる営業所（本店・本社）で作成し提出する。

1 新規交付に係る手続

(1) 申請方法

使用者は、観光バスの環境性能評価取得の申請をする場合、別記第2号様式及び別記第3号様式並びに自動車検査証の写し、その他評価者が指定する書類を添付し提出する。

(2) 評価手続

評価者は、(1)により提出された申請書類に基づき、第3の1に定める評価基準に従い、当該観光バスの環境性能を評価する。

(3) 評価書及び環境ラベルの交付

評価者は、(1)の申請内容が適正であった場合及び(2)の評価により第3の1に定める評価基準に適合した場合は評価書及び環境ラベルを交付する。

2 変更に係る手続

(1) 届出方法

使用者は、以下の(2)の事由が生じた場合、速やかに別記第4号様式に当該観光バスの自動車検査証の写し及び評価書の原本を添付し、変更に係る手続を行わなければならない。

なお、使用者変更等により当該観光バスの新たな使用者となった者は、1(1)に基づき新規申請を行わなければならない。

(2) 変更の手続が必要となる事由

ア 観光バスの自動車登録番号を変更したとき。

イ 会社名を変更したとき（合併、商号変更等）。

ウ その他変更の手続が必要となる事由が生じたとき。

(3) 評価書の交付

評価者は、(2)の届出内容が適正であった場合、新しい評価書を交付する。

(4) 変更に係る評価書及び環境ラベルの取扱い

使用者は、変更の届出を行う場合は既交付の評価書の原本を返納する。

3 環境ラベルの再交付に係る手続

(1) 環境ラベルの再交付の手続が必要となる事項及び申請方法

使用者は、環境ラベルの汚損や紛失等により、環境ラベルの再交付が必要なときは別記第5号様式に評価書及び自動車検査証の写しその他評価者が指定する書類を添付し、再交付に係る手続を行わなければならない。

(2) 環境ラベルの再交付

評価者は、(1)の申請内容が適正であった場合は環境ラベルを再交付する。

(3) 環境ラベルの再交付に係る環境ラベルの取扱い

使用者は、(2)により環境ラベルの再交付を受けた場合は、既交付の環境ラベルが現存する場合には破棄しなければならない。

4 評価書の再交付に係る手続

(1) 評価書の再交付の手続が必要となる事項及び申請方法

使用者は、評価書の遺失、盗難、廃棄、破損、汚損等により、評価書の再交付が必要なときは別記第6号様式に自動車検査証の写し及び評価書を返納できる場合は評価書の原本、その他評価者が指定する書類を添付し、再交付に係る手続を行わなければならない。

なお、評価書の再交付申請は、1回限りとする。

- (2) 評価書の再交付
評価者は、(1)の申請内容が適正であった場合は評価書を再交付する。
- (3) 評価書の再交付に係る評価書の取扱い
使用者は、(2)により評価書の再交付を受けた後に再交付前の評価書を発見した場合は、遅滞なく評価者に返納しなければならない。

第5 書類の提出部数及び交付

評価者は、別記第2号様式から別記第6号様式までについては使用者から2部提出させ、1部に受付印を押印後、申請又は届出を行った者に交付する。

第6 手続に係る経費の徴収

評価者は、第4の手続に係る経費について、これらの申請又は届出を行う者から実費相当額を徴収することができる。ただし、実費相当額を徴収する場合には、あらかじめ金額等その内容を東京都に届け出て、確認を得なければならない。

第7 観光バスへの環境性能の明示方法等

環境ラベルの交付を受けた使用者は、当該観光バスに環境性能を明示しなければならない。

1 評価書の携行及び提示

評価書は、自動車検査証と同様に当該観光バスに備え付け、ツアーの主催者、参加者等から要請があったときは、提示しなければならない。

2 環境ラベルの表示等

環境ラベルは、当該観光バスの乗降口付近に貼付し、常に明瞭かつ適正な状態にしておかなければならない。

第8 評価書及び環境ラベルの記録及び管理

評価者は、第4により評価書の交付及び返納並びに環境ラベルの交付を行った場合、次により当該手続に係る必要な事項を記録し、管理しなければならない。

1 評価書の交付及び返納並びに環境ラベルの交付に係る情報の記録

評価者は、使用者ごとに評価書の交付及び返納並びに環境ラベルの交付状況を把握し、文書又は電子データにより記録を保存しなければならない。

2 情報の適正な管理

評価者は、これらの情報を目的外に使用し、又は使用されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第9 連携・推進

観光バスの環境性能表示の実施において、東京都とバス事業者団体及びバス事業者並びに旅行事業者団体及び旅行事業者は、相互に連携・協力して事業推進に努めなければならない。

附 則 (20環車規第837号)

(施行期日)

- 1 このガイドラインは平成21年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 20環車規第837号による改正前の観光バスの環境性能表示に係るガイドライン(以下「旧ガイドライン」という。)に基づき使用者に交付された評価書及び環境ラベル(以下「旧環境性能表示」という。)の有効期限は、当該評価書及び環境ラベルの交付に係る観光バスの自動車検査証の有効期限の満了日までとする。
- 3 前項の有効期限の到来に伴う更新手続は、20環車規第837号による改正後の観光バスの環境性能表示に係るガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)に基づき第2の3の手続に準じて行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、旧環境性能表示（ただし、更新手続きできない旧環境性能表示を除く。）の交付を受けた使用者が有効期限の到来前に新ガイドラインに基づき新規申請を行った場合の旧環境性能表示の有効期限は、その申請に対して評価者が環境ラベルの交付を行うまでとする。

5 評価者は、更新できない旧環境性能表示を当該使用者から返納を受けなければならない。

附 則（24環車規第107号）

（施行期日）

1 このガイドラインは平成24年2月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

このガイドラインは平成29年4月1日から施行する。

観光バスの評価基準

評価 種別	自動車検査証の型式欄の表記内容 (自動車排出ガスの識別記号)	備考
AAA	識別記号の1桁目が、評価欄「AA」で掲げる識別記号以外の英数3桁(例:LDG)	ポスト新長期規制対応
AA	識別記号の1桁目が、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」、「G」、「H」、「K」、「N」、「P」で始まる英数3桁(例:CDG)	新長期規制対応
A	KR、KS、HY、HZ、LL、LM、TL、TM、UL、UM、 XL、XM、YL、YM、ZL、ZM、 PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PJ、PK、PL、 PM、PN、PP、PQ、PR、 VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VJ、VK、 VL、VM、VN、VP、VQ、VR DR、DS、DT、DU、DV、DW、ED、GE、GL、 HF、HM、HJ、HR、KK、KL、LD、LR、TD、TR、UD、UR、 WR、WS、WT、WU、WV、WW、XD、YD、ZD	新短期規制対応及び 長期規制対応
不交付	Z、KC、GB H、J、K、M、N、P、T、U 記載なし	短期規制対応 元年規制以前 一部の輸入車等